

# 平成29年度事業計画

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

## I 基本方針

管内企業の多くは景気回復を実感する一方で先行きの不安を払拭できない状況にある。

リスクに対処しつつ成長力をいかに強化するかが課題となっている。日銀の平成29年3月の企業短期経済観測調査（短観）は業績判断指数がいずれも改善している一方で、3か月先を予想する指数は、大企業も中小企業も悪化を見込んでいる。米国トランプ政権が選挙戦で公約した政策の実現につまずき、大規模な減税やインフラ投資の実現性に疑問符が付いたほか、設備投資も勢いがつかず、人手不足感の高まりも懸念材料となっている。

新たな需要創出に知恵を絞り、挑戦を続けることが必要であるが、いかなる状況下においても、働くすべての人々が適法な労働条件下で「安全、安心、快適な職場環境で健康に働ける」職場づくりのため、労働基準法、労働安全衛生法等労働基準関係法令をはじめとして、重要な通達、ガイドラインの周知・啓発に努める等労務管理及び安全衛生管理水準のさらなる向上に資するための各種事業を実施していく。

このような状況の中、当協会における事業計画の重点項目を下記のとおりとし、半田労働基準監督署と緊密な連携を図りつつ、会員、関係機関のご協力とご支援をいただきながら積極的に各種事業を推進する。

### 1 過重労働防止・長時間労働削減対策

適正な労働時間管理の徹底を図るため、平成29年1月に定められた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知し、客観的な記録を基礎として始業・終業時刻を把握し、記録する方法の導入について啓発する。やむを得ず自己申告制により始業・終業の時刻を確認する場合は同ガイドラインの求める措置が講じられるよう周知する。

また、時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）が適正に締結されるよう関係法令や「時間外労働の限度に関する基準」の周知に努める。

さらに、年次有給休暇の取得促進を図るため、夏季、年末年始、ゴールデンウィークに年次有給休暇取得と併せた連続休暇の取得を啓発する。また、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に重点的な周知・広報を行う。

### 2 労働災害防止対策

平成28年の労働災害発生状況は、死亡災害が5件と前年比1件減少したものの、休業4日以上の災害は519件と前年の505件から14件増加した。

平成29年度は、半田労働基準監督署が策定した「第12次労働災害防止推進計画」の最終年度となることから、この地域全体の労働災害の減少を図るため、各事業場の安全管理水準の向上と安全衛生活動の活性化をこれまで以上に図っていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、「安心・安全・健康に働ける職場づくり」のため、労働安全衛生関係法令や通達、指針等の周知に努める。

また、労働者の安全と健康確保に向け、半田管内安全衛生大会、全国安全週間及び全国労働衛生週間準備期間中の説明会、各種研修会、講習会の開催等により、安全衛生意識の高揚、安全衛生管理水準の向上、安全衛生管理活動の活性化に資する事業を実施する。

### 3 職場におけるメンタルヘルス対策

職場での過労死、メンタル不調者を発生させないため、「ストレスチェック制度」の周知と「労働者の心と体の健康の保持増進のための指針」に定める4つのケア（セルフケア、ラインによるケア、スタッフによるケア、事業場外資源によるケア）の実施について啓発する。

### 4 労働者の健康確保対策

化学物質による健康障害防止のため、関係法令（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等）や「化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知を図る。

化学物質のリスクアセスメントを適正に実施するためには、安全データシート（SDS）の確実な交付が重要であることから、安全データシートの交付による危険有害性情報の確実な伝達について周知・啓発を図る。

また、熱中症による重篤な災害を発生させないため、全国安全週間説明会、半田管内安全衛生大会等において、WBGT値や気象予報値を活用した対策の実施や熱への順化期間の確保等について周知・啓発する。

### 5 労働条件の確保改善対策

法定労働条件の確保・改善に資するため、労働基準関係法令の周知と労務管理講習会等を開催するとともに、パートタイム労働者の労働条件確保、職業生活と家庭生活の両立支援、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に資するため、パートタイム労働法、改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等を必要に応じ周知する。

### 6 最低賃金の周知

改訂された愛知県最低賃金、特定（産業別）最低賃金について、効果的な広報に努め周知を図る。

### 7 労災保険制度の周知

労災保険制度及び請求手続きについて、労災保険法等労務管理講習会等において周知する。

## II 月別事業計画

前記の基本方針のもとに、各月別の事業計画を定める。